

2019年6月14日 京都市男女共同参画センター ウィングス京都

インターネットと人権

～企業が加害者にも被害者にもならないために～

佐藤佳弘 (株) 情報文化総合研究所

はじめに

1 ネット社会の現状

- (1) 平成元年の社会
- (2) インターネットの普及
- (3) ネットがもたらした問題 (参考資料1)
- (4) 警察に寄せられる相談件数 (参考資料2)

2 ネット上での人権侵害

☆の項目について解説いたします。(参考資料3)

- 2.1 名誉毀損
- 2.2 侮辱

☆2.3 信用毀損

- (1) ネットでの信用毀損 (参考資料4)

- (2) ネットでの業務妨害

(3) 組織へのダメージ (参考資料5)

2.4 脅迫

2.5 さらし (個人情報、プライバシー)

2.6 ネットいじめ (学校、職場)

2.7 児童ポルノ

2.8 ハラスメント (セクハラ、パワハラ)

2.9 差別 (参考資料6)

3 安心・安全のネット社会へ

3.1 ネット時代の法整備

(1) 法整備の現状 (参考資料7)

(2) プロバイダ責任制限法 (参考資料8、9)

(3) サイトの常時監視義務

3.2 悪質書き込みへの対処

(1) トラブルの未然防止 (参考資料10、11、12)

(2) 早期発見

(3) 被害にあったなら (参考資料13、14、15、16、17、18)

さいごに

◆参考資料1 ネット社会がもたらした問題

1. 人権侵害	24. 健康への懸念
2. 個人情報の流出	25. 闇サイトによる犯罪
3. 著作権侵害	26. デジタル万引き
4. 詐欺(架空請求、ワンクリック詐欺など)	27. 歩きスマホ
5. 有害・違法サイト(わいせつ、残虐など)	28. スпамアプリ、不正アプリ
6. 迷惑メール(広告メール、デマメールなど)	29. クリックジャッキング
7. コンピュータ・ウイルス	30. ネット中毒、依存症
8. 出会い系サイトによる犯罪	31. 子供の高額料金
9. 不正アクセス(LINE 乗っ取りなど)	32. スキミング、カード偽造
10. スマホ中毒、依存症	33. ネット掲示板の祭り、炎上
11. リベンジポルノ	34. ネット賭博
12. なりすましメール	35. サイバーねずみ講
13. サクラサイト商法	36. デジタルデバインド
14. 学校裏サイト	37. クローン携帯
15. LINE いじめ	38. スマホの不正入手、犯罪利用
16. 無料サイトの釣り上げ	39. 廃棄パソコン、スマホ
17. 盗撮	40. SNS 疲労
18. 肖像権侵害	41. デジタルリンチ
19. 運転中のメール・通話	42. デジタルタトゥー
20. 携帯電話・スマホの盗み見	43. お試し商法
21. 無断充電	44. インフルエンサーマーケティング
22. 携帯電話・スマホの電磁波	45. エアドロップ痴漢
23. ステルスマーケティング	

40 を超える問題が
もたらされている。

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、2016年2月、P.10 から作成

◆参考資料2 警察に寄せられる相談件数



出典：「平成30年中におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」警察庁 広報資料、2019年3月7日

◆参考資料3 ネット上で行われる人権侵害

- 名誉毀損
- ネットいじめ
- 侮辱
- 児童ポルノ
- 信用毀損
- ハラスメント
- 脅迫
- 差別
- さらし

ネットの便利な機能が人権侵害に誤用、悪用される。
メール、ブログ、ネット掲示板、動画投稿サイト、SNS、検索エンジン、他

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.18、2016年2月

◆参考資料4 信用毀損罪及び業務妨害罪

(刑法 233 条)
虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、またはその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

親告罪ではない。建前上は刑事告訴がなくても警察が捜査を開始することになっている。しかし、実務上は刑事告訴が必要である。

◆参考資料5 組織へのダメージ

- 組織イメージのダウン
- 投資家の売却検討
- 社会的信用の低下
- 労働意欲、士気の低下
- 悪評による顧客離れ
- 離職者の増加
- 金融機関の融資見合わせ
- 就職希望者の減少
- 業績の低下
- 内定辞退者の増加

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.30、2016年2月から作成

◆参考資料6 差別、偏見を受ける人たち

- 部落差別
- 外国人
- 障害のある人
- 生活困難者
- 女性
- 病気
- 性的指向
- 性同一性障害
- 少数民族
- 犯罪被害者
- 他にも
- 就職
- 結婚
- 土地差別
- 身元調査
- ヘイトスピーチ
- 入居拒否
- 難民
- 知的障害
- 身体障害
- 生活保護
- ホームレス
- 非婚
- 離婚
- 不妊
- 母子家庭
- HIV感染者
- ハンセン病患者
- 同性愛者
- LGBT^(注)
- 恋愛
- 結婚
- 戸籍
- アイヌの人々
- うわさ
- プライバシー侵害
- 子ども
- 高齢者
- 刑を終えた人

(注) 女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一性障害含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)

日本では、8.9%(11人に1人)。(電通、2018年10月、6万人調査)

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.78、2016年2月

◆参考資料7 インターネットに対応した法整備

1. 違法書き込み	5. 有害情報・有害サイト
・プロバイダ責任制限法 ・リベンジポルノ被害防止法 ・部落差別解消推進法	・出会い系サイト規制法 ・青少年インターネット環境整備法
2. 消費者保護	6. 迷惑メール
・個人情報保護法 ・電子契約法 ・預金者保護法	・特定商取引法 ・迷惑メール規制法 ・刑法（ウイルス作成罪） ・ストーカー規制法（執拗なメール）
3. 著作物保護	7. 不正行為
・著作権法（公衆送信権） ・著作権法（ダウンロード）	・不正アクセス禁止法 ・刑法（電子計算機損壊等業務妨害罪） ・携帯電話不正利用防止法
4. 児童の保護	8. 乗り物での携帯電話
・児童ポルノ禁止法 ・いじめ防止対策推進法	・道路交通法（自動車での使用） ・道路交通規則（自転車での使用） ・航空法（機内での使用）

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.95、2016年2月から作成

◆参考資料8 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書（名誉毀損・プライバシー）書式

日 月 年					
至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中		[権利を侵害されたと主張する者] 住所 氏名 (記名) 印 連絡先 (電話番号) (e-mailアドレス)			
侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書					
あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。					
掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	侵害されたとする権利	侵害されたとする理由 (被害の状況など)	侵害されたとする権利	侵害されたとする理由 (被害の状況など)
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あなたか私が不倫相手を募集しているかのようになされた書き込みがされた。	例) プライバシーの侵害、名誉毀損	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。	例) プライバシーの侵害、名誉毀損	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。
上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになっております。					
発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していません。					

出典：「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(第3版)プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会、平成23年9月(補訂：平成26年12月)

◆参考資料9 違法性が明らかな書き込み

- 児童ポルノ(児童ポルノ禁止法)
- わいせつ物(わいせつ物陳列罪)
- リベンジポルノ(リベンジポルノ被害防止法)
- 児童誘引(出会い系サイト規制法)
- 麻薬、覚せい剤、大麻などの薬物
- 詐欺(詐欺罪)
- 売春(売春禁止法)
- 名誉毀損、侮辱、信用毀損、業務妨害(刑法)
- 不正アクセス(不正アクセス禁止法)

それでも削除までに7日かかる。
(リベンジポルノの場合は2日)

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料10 トラブル未然防止(法人・団体がなすべきこと)

- 社内ネットの規定整備
- ソーシャルメディア利用ガイドライン
- 教育・研修・啓発の推進
- 情報セキュリティポリシーの作成
- 退職者プログラムの整備
- ネット使用のモニタリング

出典:佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.34、2016年2月から作成

◆参考資料11 ソーシャルメディア利用ガイドラインの事例(武蔵野大学、教職員向け)

1. 法令遵守

日本国の法令を遵守するとともに、諸外国の法令や国際法規も遵守してください。特に、著作権や知的財産権などの権利を侵害しないよう、常に心がけてください。武蔵野大学の行動規範、就業規則、個人情報保護方針、個人情報管理規程などの学内規則についても遵守してください。

2. 守秘義務と機密保持

職務上で知り得た守秘義務のある情報を発信し公開しないでください。教育や研究上で知り得た機密情報や個人情報についても公開しないよう心がけてください。これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を妨げるものではありません。

3. プライバシーの保護

自分と家族や関係者を守るために、プライバシー保護に気をつけてください。ソーシャルメディア上に公開した情報は、後に削除しても完全に消し去ることはできません。また、ひとたび拡散してしまった情報をコントロールすることは不可能です。当該メディアの利用規約や運用ルールを理解したうえで利用してください。また、他者のプライバシー、個人情報、肖像写真等について扱う場合は、原則として相手方の了解が必要です。

4. 人権や倫理の尊重

人権や民族に関連した中傷や侮辱(ヘイト・スピーチ)、他者が嫌悪感をおぼえる性的な表現、公序良俗に反する内容、公共性・公益性を損なう内容、他者の名誉を損なう内容等は、特定の法律規定に違反しない場合であっても、人権尊重の基本理念や倫理に反するものであり、これらの内容を含む表現をしてはなりません。また、政治・宗教など異論が出たり扇動的になったりする可能性のある話題については、十分に配慮してください。

5. 免責文の記載

武蔵野大学の教職員であることを明らかにした上でコミュニケーションする場合には、自身の発言、行動が武蔵野大学の意見・見解を代表、代弁するものではないことを必ず明記してください。

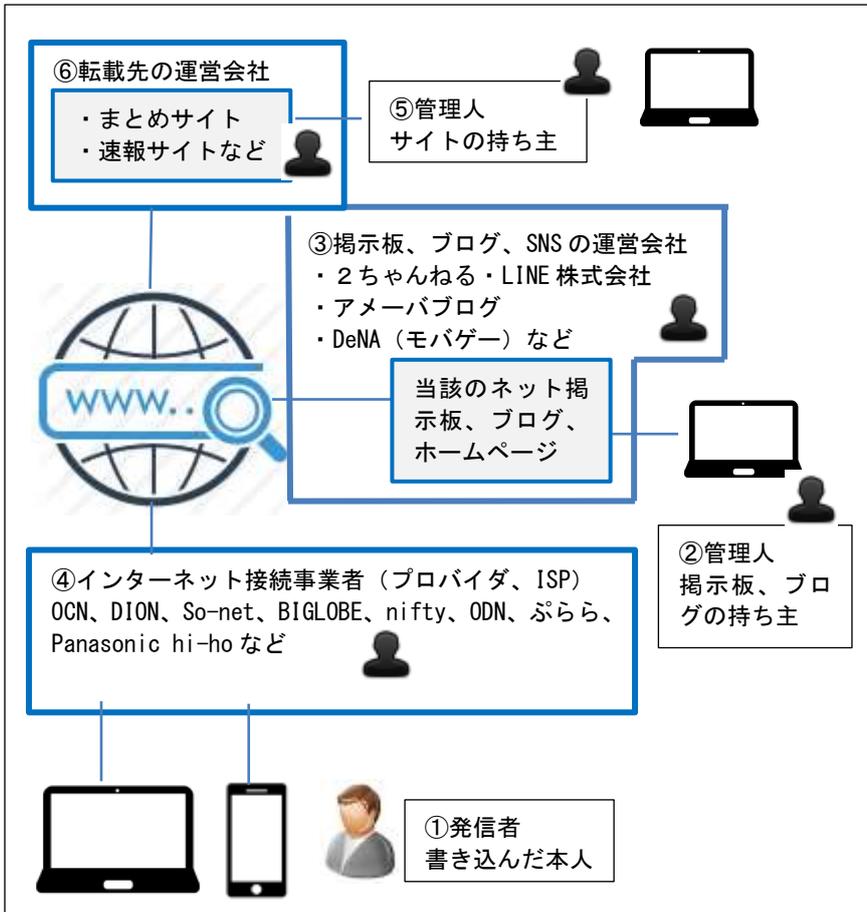
出典:武蔵野大学教職員向けソーシャルメディア利用ガイドライン

◆参考資料 12 従業員のモニタリングを実施する上での留意点(経済産業省)

1. モニタリングの目的、すなわち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業員に明示すること
2. モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること
3. モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程を策定するものとし、事前に社内に徹底すること
4. モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監督、または確認を行うこと

出典:経済産業省

◆参考資料 13 ネット書き込みの関係者



出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.113、2016年2月

◆参考資料 14 ネット風評被害への対処(プロバイダ責任制限法があっても、削除や発信者特定は容易ではない。)

- ネット人権侵害の専門家に相談
 - －法務省の人権擁護機関(法務局、地方法務局)
 - －違法・有害情報相談センター(総務省支援事業)
 - －ネットトラブルに詳しい弁護士
- 削除仮処分命令の申し立て
- 刑事告訴、民事訴訟
- 従業員の処分
- ステークホルダーへの説明
- いち早く公式サイトに公式見解

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

(連絡先)

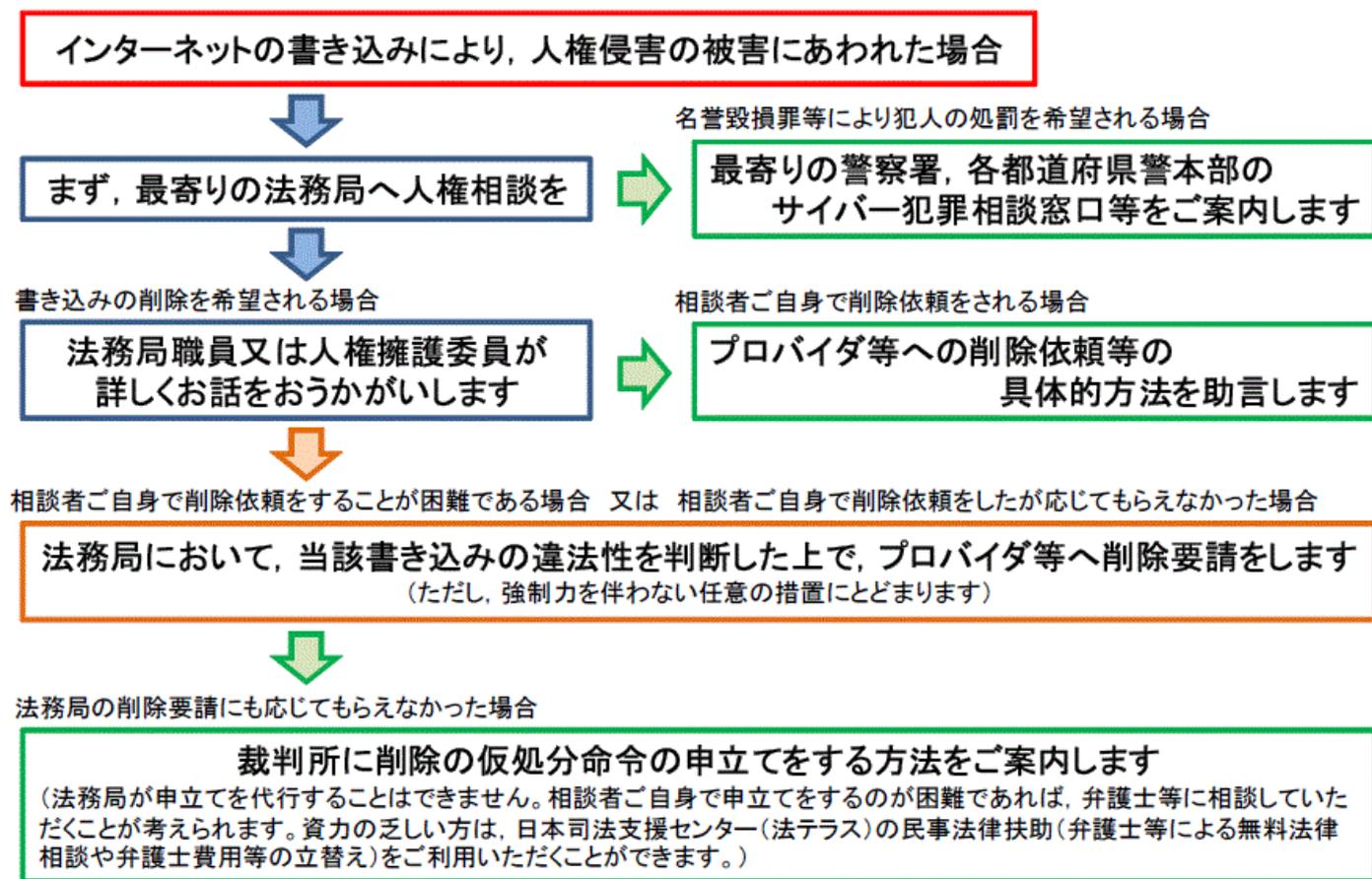
- ・悪質書き込みで困っている場合 | 違法・有害情報相談センター <https://www.ihaho.jp/>
- ・迷惑メールで困っている場合 | 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/denwa/call.html>
- ・課金請求で困っている場合 | 国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/soudan/>
- ・ワンクリック請求で困っている場合 | 情報処理推進機構 安心相談窓口 <http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>
- ・違法・有害情報の通報 | インターネットホットラインセンター <https://www.iajapan.org/hotlinecenter/illegal-full.html>

◆参考資料 15 削除の仮処分命令の申立て(提出すべき書類)

- ・仮処分命令申立書正本
- ・証拠説明書
- ・疎明(そめい)資料の写し
- ・訴訟委任状
- ・自社の現在事項全部証明書
- ・相手方の現在事項全部証明書

出典:(株)情報文化総合研究所調べ

◆参考資料 16 法務省(人権擁護機関)の対応



出典:平成 30 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)～法務省の人権擁護機関の取組～

◆参考資料 17 刑事告訴と民事訴訟

<1>刑事告訴	<2>民事訴訟
<ul style="list-style-type: none"> ・名誉毀損や侮辱は、親告罪である。 (告訴なければ処罰なし) ・罰金は被害者に渡されない。 ・刑法にプライバシー侵害罪はない。 ・刑法に肖像権侵害罪はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が立証責任を負う。 ・損害賠償金よりも裁判費用の方が多くかかる。 ・損害賠償金の支払い命令に強制力がない。 ・差し押さえるにはさらに手続きが必要となる。

出典: 佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.119、2016年2月から作成

◆参考資料 18 親告罪に該当する犯罪

<ul style="list-style-type: none"> ● 事実が公になると被害者に不利益が生じるおそれのある犯罪 <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者略取・誘拐罪、わいせつ目的・結婚目的略取・誘拐罪等 ・名誉毀損罪・侮辱罪 ・公表罪、公表目的提供罪(リベンジポルノ被害防止法) ・信書開封罪・秘密漏示罪 ・ストーカー規制法違反の罪(ただし、ストーカー行為についての犯罪のみ。 禁止命令などに違反した場合は告訴は不要) ● 被害が比較的軽微な犯罪 <ul style="list-style-type: none"> ・過失傷害罪 ・私用文書等毀棄罪・器物損壊罪・信書隠匿罪 ● 親族間の問題のため介入に抑制的であるべき犯罪 <ul style="list-style-type: none"> ・親族間の窃盗罪・不動産侵奪罪 ・親族間の詐欺罪・恐喝罪等 ・親族間の横領罪 ● そのほか行政目的など <ul style="list-style-type: none"> ・著作権侵害による著作権法違反の罪(注) ・各種税法違反の罪(告発) <p>(注)著作権侵害は、非親告罪化が検討されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 親告罪 告訴がなければ刑事裁判ができない犯罪。 告訴は原則として、被害者が行う。 <p>ネット上の誹謗中傷書き込みは、被害者が訴えない限り刑罰はない。</p> <p>強制わいせつ罪、強制性交等罪は、非親告罪に変更された。(2017年6月改正) 強姦罪は強制性交等罪に名称変更。</p>
--	--

出典: Wikipedia を元に加筆・修正

<参考: 無料で視聴できます>

◆佐藤が制作した保護者向け啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」
京都人権ナビ https://kyoto-jinken.net/material_movie/d-95/

◆佐藤が監修した人権啓発CM「インターネットでの誹謗中傷は絶対にやめよう!!」
YouTube 東京都人権部チャンネル <https://www.youtube.com/watch?v=QADXNqT3Q9g>

佐藤 佳弘 (SATO, Yoshihiro)



東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTT データを経て、現在は(株)情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、早稲田大学大学院 非常勤講師、総務省自治大学校 講師。他に、西東京市 情報政策専門員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東久留米市 情報公開審査会 委員、東京都人権施策に関する専門家会議 委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会 アドバイザー、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人 市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。(すべて現職)

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士(東京大学)を取得。

主な著書—ネット社会の理解に役立ちます。参考にどうぞ。



武蔵野大学出版会

武蔵野大学出版会

武蔵野大学出版会

源

令和元年度第1回 企業向け人権啓発講座

インターネットと人権

2019年6月14日 第2版

株式会社 情報文化総合研究所
 代表取締役 佐藤 佳弘
 e-mail: icit.sato@nifty.com
 223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14
 Tel: 045-544-2189 Fax: 045-544-2134
<http://www.icit.jp/>

本資料は著作物です。著作権法を遵守の上、ご利用ください。

クイズー人権侵害

○ か × で答えましょう。

No	問題	答え
1	ネット書き込みの内容が真実であれば、信用毀損罪にはならない。	
2	会社に対する批判書き込みの内容がウソの場合は、放置すればよい。	
3	退職後にネットで会社を批判すると信用毀損罪になることがある。	
4	被害者が法 ^(注1) に基づいて削除申請した場合、プロバイダは悪質書き込みを削除することが義務付けられている。	
5	プロバイダ等 ^(注2) には書き込みを常時監視する義務がない。	
6	個人の SNS 利用についてまで会社がガイドラインを作る必要はない。	
7	会社に対する拡散した虚偽のうわさを一括して削除する手続きはない。	
8	誹謗中傷があったら、その掲示板上で即座に反論、抗議すべきである。	
9	削除依頼フォームが用意されている場合は、削除の際に利用するとよい。	
10	ネット上の人権侵害は民事であるため、法務局から削除要請はできない。	

(注1) プロバイダ責任制限法、2002年5月27日施行

(注2) プロバイダ等：プロバイダ、サーバの管理・運営者、ネット掲示板の管理者。